

記者会見資料

《 こども福祉課 》

◎子ども手当

1 事業概要

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的な負担の軽減を図ることを目的に子ども手当の支給を行うものです。

2 対象者

中学校修了までの児童約1万人を対象に、一人につき月額13,000円を4月分から支給し、支給月については、現行の児童手当の支払月と同様とする。

- ・ 6月 4月・5月分の2ヶ月分 26,000円
- ・ 10月 6月～9月分の4ヶ月分 52,000円
- ・ 翌年2月 10月～1月分の4ヶ月分52,000円、

初年度であるH22年度は、130,000円が支給額となり、子ども手当の一部として児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとなっている。

3 事業予算

児童手当 527,255千円

(小学生まで5,000円、第3子以降及び3歳未満児は月額10,000円)

子ども手当 867,121千円

(中学生及び児童手当非該当者13,000円、児童手当の差額分3,000円又は8,000円)

4 周知方法

対象世帯への個別通知、市報やFMかしま等での周知

申請書手続きが必要となるが、現在児童手当を受給している者は、新たに子ども手当の申請手続きをする必要はなく、6月に現況届を提出していただくことになっている。

5 スケジュール

4月上旬 新規対象者の抽出作業、市報やFMかしま等での周知

中旬 対象者への文書発送準備

下旬 // 発送(申請書・パンフ)

申請書受付(窓口・郵便) ※9月までに申請すれば4月分から支給

5月 入力作業・記載漏れの確認

支払準備

6月 児童手当現況届発送準備・発送

10日 児童手当支給(2月～5月分)

子ども手当支給(4・5月分)